

## 【テピアマンスリー今月の話題】 2021 年 12 月号

### 中国認証排出削減量 (CCER) 国家級取引市場がまもなく再開

2021 年 7 月 16 日、中国の全国統一炭素排出権取引市場が正式に取引を開始し、世界最大規模の排出権取引市場が誕生した。炭素排出権取引は、各事業者の排出量の上限となる排出枠 (キャップ) を設定し、キャップを無料で割り当てられた事業者間で余剰排出量や不足排出量を売買することができる「キャップ&トレード」という方式を採用している。

現在、中国の炭素取引市場は強制排出権取引と自主的排出削減量取引に分けられる。基礎製品は 2 種類ある。1 つは政府によって企業に割り当てられた炭素排出枠 (CEA: Chinese Emission Allowance) であり、もう 1 つは中国認証排出削減量である。中国認証排出削減量 (以下 CCER: Chinese Certified Emission Reduction) とは、プロジェクトに基づく排出削減量に応じ、政府が自主的に参加する事業者に対して発行する炭素クレジットのことである。

中国政府は毎年各重点排出事業者に排出枠を割り当てている。実際の排出量はその排出枠を超えた場合、重点排出事業者は超過分を補うために市場でカーボン・オフセット製品 (排出枠と CCER) を購入する必要がある。CCER は市場における排出枠の供給不足を補うためオフセットメカニズムとして機能している。実際に、事業者は過剰排出量の有無にかかわらず、制限された比率内でカーボンを相殺するために CCER を購入できる。CCER 価格は割当の排出枠価格より低いことが多いが、両者は 1:1 で削減義務約束履行に用いることができるため経済的優位性が持っている。

中国認証排出削減量 (CCER) を用いるオフセット制度を炭素市場取引市場に導入することによって、排出事業者が削減義務履行のコストを低減し、省エネなどの設備改造のための資金として確保できる。同時に CCER プロジェクトの事業者は取引による収益を得られ、クリーンエネルギー、林業炭素吸収源、CCUS などの低炭素技術の普及と発展を促進する経済的インセンティブが与えられている。それによって社会全体の排出削減コストの最小化とグリーン低炭素転換の持続可能な発展を図り、中国の 2030 年までに二酸化炭素の排出量をピークアウトさせ、2060 年までにカーボンニュートラルの実現に向けて重要な意義を持っている。

全国統一炭素排出権取引市場の取引が開始されて以来、国家認証排出削減量 (CCER) 取引市場の期待も高まっている。CCER の需要は 2011 年からスタートした 2 省 5 市のパイロット炭素市場の需要をはるかに上回っている。今年 2 月に実施された「全国炭素排出権取引管理弁法 (試行)」第 29 条規定に従い、重点排出事業者は毎年、CCER を使用して炭素排出

枠の償却を相殺することができ、相殺比率は償却すべき炭素排出枠の5%を超えてはならない。関連規定については生態環境部が別途制定する。相殺に用いられるCCERは、全国排出権取引市場の排出枠管理に組み入れられた排出削減事業に由来してはならない、となっている。

全国の炭素排出権取引市場に先駆けて導入された電力業界の年間割当額は約40億トンで、5%の相殺割合で計算すると必要なCCER相殺量は年間約2億トン近くある。しかし、2017年CCERの認定や価格メカニズムについて更に議論を深める必要があるため、中央政府の政策執行によりCCERの登録申請が停止され、未だに復帰されてない。現在CCER市場の在庫規模は5300万トン余りしかなく、深刻な供給不足の状態にある。

今後、鉄鋼、非鉄、石油化学、化学、建材、製紙などの産業も「第14次5カ年計画」期間中に全国の炭素市場の取引対象に加えるにつれて、全体的な排出抑制規模は80億トンに拡大する見込みである。CCERに対する需要も4億トンに引き上げられ、現在、CCER全国取引市場の登録・発行を再開することが急務となっている。

全国炭素排出権取引市場の立ち上げとCCER需要の急増を受け、4年半の停止を経てCCER申請登録の再開及び北京市における全国の温室効果ガス自主的排出削減量(CCER)取引センターを構築する動きが明確かつ活発になってきた。

現在、全国统一炭素排出権取引市場の登録システムは湖北省炭素排出権取引所が構築・運営し、取引システムは上海市炭素排出権取引所が構築・運営している。全国の温室効果ガス自主的排出削減量(CCER)取引センターの構築・運営は北京グリーン取引所が担う予定となっている。

8月6日、北京グリーン取引所は、全国の温室効果ガス自主的排出削減量登録システムの構築事業に係る公募が実施され、CCER取引市場の着地が加速していることを予告した。

9月12日、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁は「生態環境保護補償制度改革の深化に関する意見」を正式に発表。全国炭素排出権取引市場の建設を加速させ、国家温室効果ガス自主的排出削減取引及びオフセット制度を健全化する。林業、再生可能エネルギー、メタン利用などの分野の温室効果ガス自主的排出削減プロジェクトは全国の炭素排出権取引市場に組み込むことが盛り込まれている。

10月26日、生態環境部は「全国炭素排出権取引市場の第一約束履行期間の炭素排出枠(割当額)償却(清算)に関する通知」を発表し、今年12月31日までにすべての重点排出事業者が約束履行を完了することを明確にした。そして、CCERを使用して納付したい事業

者に対し、CCER 登録口座と取引口座の開設、CCER の購入及び相殺量の申請を迅速に完了することを促した。同「通知」には第一約束履行期間に利用できる CCER はすべて 2017 年 3 月までに発生した排出削減量であることを説明した。

11 月 18 日に北京市発展改革委員会が発表した「北京市第 14 次 5 カ年計画におけるサービス産業発展計画」も北京グリーン取引所を高水準に建設し、全国の温室効果ガス自主的排出削減量 (CCER) 取引センターを建設することを提案した。国務院は 26 日、「北京市副都心の高品質発展を支持するための意見」を発表し、北京グリーン取引所が全国の温室効果ガス自主的排出削減量等の炭素取引センターの機能を担う上で、世界向けの国家級グリーン取引所に昇格することを推進していると指摘した。

これらの兆候を踏まえ、中国認証排出削減量 (CCER) 申請登録の再開と全国の温室効果ガス自主的排出削減 (CCER) 取引センターがまもなくスタートされるとみている。

(馮 新玲)